

第六管区海上保安本部公示第9号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和8年4月28日

第六管区海上保安本部長

池上 浩之（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
名 称 岡山県備前県民局
住 所 岡山県岡山市北区弓之町6-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
区 域 岡山水道小串港南方（付図のとおり）
期 間 令和8年6月1日から
令和8年6月30日までのうち2日間
- 3 水路測量の実施方法
精密音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定
- 4 航行船舶に対する安全措置
水路測量を行っている船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識（白紅白の燕尾旗）を掲げる



